

様式第 2 号 (第 3 条関係)

療 育 手 帳 交 付 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の交付を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第 3 条第 1 項の規定により申請いたします。

本人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
	住 所	(電話)				
保護者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	続柄	
	住 所	(電話)				
参 考 事 項	1 現在までに児童相談所又は障害者相談センター等で診断判定を受けましたか。 はい いいえ					
	はいの場合 { 相談所等の名称 相談年月 }					
参 考 事 項	2 施設等に入所していますか。 はい いいえ					
	はいの場合 (施設等の名称)					
(注) この欄は、「はい」「いいえ」のどちらかに○印を付してください。						
※ 判 定 の 記 録						
障 害 の 程 度	(総 合 判 定)		合 併 障 害 (身体障害 級)	判定年月日		
				次の判定年月		
				判 定 機 関		

(注意事項)

- 1 申請者氏名は、手帳の交付を受けようとする本人又は保護者及び施設入所者の場合施設長の氏名を記入してください。
- 2 本人及び保護者の氏名、住所には必ずふりがなを付してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第4号（第6条、第8条関係）を次のように改める。

様式第4号（第6条、第8条関係）

療育手帳更新（再交付）申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の再判定（再交付）を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第6条第3項（第8条）の規定により申請いたします。

本人	氏名		生年月日	年 月 日		
	住所	(電話)				
保護者	氏名		生年月日	年 月 日	続柄	
	住所	(電話)				
再判定	(旧手帳番号) 富山県 第 号		備考			
	(交付年月日) 年 月 日					
再交付	(旧手帳番号) 富山県 第 号		理由	1紛失 2破損 3汚損 4記載欄余白なし		
	(交付年月日) 年 月 日					
※ 判 定 の 記 録						
障害の程度	(総合判定)		合併障害 (身体障害 級)	判定年月日		
				次の判定年月		
				判定機関		

(注意事項)

- 1 申請者氏名は手帳の交付を受けようとする本人又は保護者の氏名を記入してください。（ただし、施設入所者の再判定申請は、施設長でもよい。）
- 2 本人及び保護者の氏名、住所には、必ずふりがなを付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 再判定申請時には、交付済みの手帳を添えてください。

様式第5号（第7条関係）を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

療育手帳記載事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

本人または保護者 氏 名

療育手帳の記載事項に関し、次のとおり変更したので富山県療育手帳交付要綱第7条の規定により届け出ます。

本人氏名			
手帳番号		富山県 第	号
変更事項		変更前	変更後
本人	氏名		
	住所		
保護者	氏名	本人との続柄（ ）	本人との続柄（ ）
	住所		
変更年月日		年	月 日
変更理由			

(注) 交付済みの療育手帳（写）を添えてください。

年 月 日 療育手帳に記載済み

(機関名)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富山県療育手帳交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県告示第93号

県道の路線名の変更について

県道の路線名を次のとおり変更する。

令和3年3月5日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 変更の内容

整理番号	現路線名	変更後路線名
121	富山新駅停車場線	新富山口停車場線

- 2 変更期日

令和3年3月5日

富山県告示第94号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

氷見市

2 都市計画事業の種類及び名称

氷見都市計画公園事業

5・5・1号 朝日山公園

3 事業地

収用の部分 平成10年富山県告示第 434号、平成15年富山県告示第 169号及び平成22年富山県告示第 306号の事業地のうち幸町地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成10年7月22日から令和8年3月31日まで

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 3 月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町白岩175番、176番、177番、178番及び179番並びに174番、180番、181番、185番及び188番の各一部並びに下瀬戸字敷谷口1番3及び1番6の各一部（工区2）	同左	水路	中新川郡立山町前沢2440番地 富山市東岩瀬町 269番地	立山町 株式会社白岩

事務サポートセンター運営業務委託に係る一般競争入札の実施

事務サポートセンター運営業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 業務の名称**

事務サポートセンター運営業務委託

(2) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納品場所

富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(6)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

- (5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。
- (6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第7条の規定による届出

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和3年3月15日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）
- 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部人事課人事係
電話 076-444-3161（直通）
- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限
令和3年3月11日（木）午後5時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
令和3年3月5日（金）から、富山県経営管理部人事課のホームページ（下

記URL)への掲載により、交付するものとする。

<URL> http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1104/index.html

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札方法

出場入札

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和3年3月17日(水) 午後3時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務
- (2) 派遣期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 派遣業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納品場所
富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(8)までに掲げる条件を全て満た

す者とする。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。
- (4) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。
- (5) 富山県内に事務所を置く者であること。
- (6) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。
- (7) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明

書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和3年3月15日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

(1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部人事課人事係
電話 076-444-3162（直通）

(2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和3年3月11日（木）午後5時15分

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年3月5日（金）から、富山県経営管理部人事課のホームページ（下記URL）への掲載により、配布するものとする。

<URL>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1104/index.html

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札方法

出場入札

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和3年3月17日（水）午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年1月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月5日

富山県監査委員	山本	徹
富山県監査委員	瘡師	富士夫
富山県監査委員	天坂	幸治
富山県監査委員	伊東	尚志

1 監査対象箇所		監査年月日
経営管理部	職員研修所	令和3年1月22日
教育委員会	富山聴覚総合支援学校	令和3年1月26日
公安委員会	滑川警察署	令和3年1月29日

2 監査対象年度

令和元年度及び令和2年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 交通事故による損害が生じた。
